

新中間処理施設整備基本計画策定等業務 プロポーザル実施要領

1 実施の理由

十勝圏複合事務組合では、新中間処理施設整備基本計画策定等業務の遂行にあたっては、一般廃棄物処理施設建設に関する豊富な知識・経験・実績及び専門的な技術力や高度な企画能力を必要としており、民間事業者からの企画、提案を受け、本業務を委託するのに最も適した者を「帯広市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に準じ、プロポーザル方式により選定する。

2 業務等の概要

別紙「新中間処理施設整備基本計画策定等業務仕様書」のとおり

3 見積価格の上限(消費税及び地方消費税を含む)

68,057,000円 2年間

(年度別限度額 令和3年度 52,800,000円

令和4年度 15,257,000円)

*見積価格の上限を上回る見積価格の提案は、無効とする。

4 担当部課

十勝圏複合事務組合 くりりんセンター

5 プロポーザル方式の形式

公募型プロポーザル

6 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 北海道内に本店又は支店、営業所を有すること。
- (2) 国土交通省に備える建設コンサルタント登録簿(廃棄物部門)に登録があること。
- (3) 過去10年以内(平成23年4月1日以降に業務を完了したもの)に、国土交通省が指定する豪雪地帯で一般廃棄物処理施設整備の基本計画の策定又は設計業務を実施した実績(元請として履行)を有すること。
- (4) 過去10年以内(平成23年4月1日以降に業務を完了したもの)に、施設規模100t/日以上の焼却処理施設の基本計画の策定又は設計業務を実施した実績(元請として履行)を有すること。ただし、(3)と異なる施設での実績でも可とする。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (6) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (7) 十勝圏複合事務組合競争入札参加資格登録業者であること。

- (8) 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領(準用)(平成6年12月1日制定)による、指名停止期間中でないこと。
- (9) 帯広市暴力団排除条例(平成25年条例第29条)第2条第1号(準用)に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号(準用)に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

7 公募要領の入手方法

十勝圏複合事務組合ホームページからダウンロードするか、十勝圏複合事務組合くりりんセンターにて配布。

8 参加申込

- (1) 提出書類(以下のほか、必要と認められる書類を求める場合もある)
 - ① 参加申込書(様式1)
 - ② 直近の過去1か年の損益計算書及び貸借対照表
 - ③ 事業者の業務概要がわかる資料
- (2) 提出方法
十勝圏複合事務組合くりりんセンターへ郵送又は持参の上、提出する。
- (3) 提出期限
令和3年4月30日(金) 17時(必着)
- (4) 参加資格の有無の通知
参加資格については、有無に関わらず各申込者に通知する。

9 企画提案書の内容及び作成要領

- (1) 企画提案書の内容については、企業の信頼性、実績等、業務の実施体制、実施方針、実施方法、業務遂行における工夫点など提出様式に基づき提案する。
- (2) 参加申込書(様式1)を提出した事業者(以下「提案者」という。)が提案を行うため企画提案書を作成する。
- (3) 提案者は、業務仕様書及び各種資料に基づき提案を行うこと。
- (4) 企画提案書の内容は、具体性のある記述で、簡潔かつ明確に記述することとし、提案者が自ら実現できる範囲内で記載すること。
- (5) 企画提案書の内容について、その実現に必要となる追加費用及び別途費用が掛かる場合、全て受託者の負担となるため、業務仕様書の内容を十分に理解したうえで提案すること。
- (6) 企画提案書提出後、必要に応じて、事務局から提案者へ記載内容の確認等を行う。なお、企画提案書提出期限(令和3年5月27日(木)17時)後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めないため、余裕をもった作成、提出に努めること。

10 提案書の提出方法等

- (1) 提出期間 令和3年5月7日(金)から令和3年5月27日(木) 17時 (必着)
- (2) 提出書類
 - ① 企画提案書鑑(様式2) 1部
 - ② 企画提案書(様式3) 10部(正本1部、副本9部)
 - ※ ただし、審査は匿名で行うため、企画提案書の中に社名が判別できる表記を記載しないこと。
 - ※ 本要領6(3)及び(4)に関する契約書(業務名、発注者、契約者、業務内容、業務期間、契約金額が分かる範囲)の写し(各1契約ずつの2契約分、ただし、両方の条件を兼ねている場合は1契約分)
 - ※ 様式3で不足がある場合は、別途書類を添付してもよい。
 - ③ 経費見積書(様式4) 10部(正本1部、副本9部)
 - ※ 正本1部については、事業者の所在地、名称、代表者職名を余白に記載し、代表者印を押印すること。
- (3) 提出方法
十勝圏複合事務組合くりりんセンターに企画提案書等を郵送又は持参により提出すること。

11 説明会

開催しない。

12 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和3年5月17日(月) 17時 (必着)
- (2) 提出方法
「質問票」(様式5)により、十勝圏複合事務組合くりりんセンター宛てに電子メールにより提出する。
 - ※ 審査に係る質問は受け付けません。
- (3) 回答
提出期間経過後、速やかに回答する。なお、回答は全ての参加者に電子メールで知らせるとともに、十勝圏複合事務組合のホームページに掲載するものとする。

13 プレゼンテーションの実施等

新中間処理施設整備基本計画策定等業務プロポーザル審査委員会は、企画提案書を提出した者に対して企画提案書のプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの日時や開催の有無等は別途通知するものとし、提案者はプレゼンテーションを行う担当者の職氏名及び住所(職場及び居住地の市町村名)を任意様式で令和3年5月17日(月) までに十勝圏複合事務組合くりりんセンター宛てに電子メールにより提出する。

なお、新型コロナウイルスの蔓延状況等を踏まえプレゼンテーションを実施しない場合もあり、実施の有無については、緊急時を除き、令和3年5月27日(木) までに判断し、電子メールで提案者に通知する。

また、プレゼンテーションを実施しない場合を踏まえて、企画提案書等は曖昧な表現を避けるとともに、プレゼンテーションで説明する内容も記載するなど、審査員に業務内容が伝わるよう工夫し作成すること。

14 審査方法等

(1) 受託者の選定

受託者の選定については、新中間処理施設整備基本計画策定等業務プロポーザル審査委員会が行う。(2)の評価基準により、提出書類及びプレゼンテーションの結果を総合的に判断し、評価点が満点の60%以上の受託者から選定する。ただし、全ての参加者が満点の60%を満たさない場合、再度公募を行う。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点
企業の信頼性	業務に必要な分野の技術士及びRCCMの資格を有する技術者数
企業の業務実績	・過去10年以内(平成23年4月1日以降に業務を完了したもの)に、国土交通省が指定する豪雪地帯で一般廃棄物処理施設整備の基本計画の策定又は設計業務を実施した実績数 ・過去10年以内(平成23年4月1日以降に業務を完了したもの)に、施設規模100t/日以上焼却処理施設の基本計画の策定又は設計業務を実施した実績数
予定技術者の資格	業務に必要な分野の技術士及びRCCMの資格者数
予定技術者の専門技術力	過去10年以内(平成23年4月1日以降に業務を完了したもの)に、施設規模100t/日以上焼却処理施設の基本計画の策定又は設計業務に管理技術者又は照査技術者若しくは担当技術者として携わった実績数
予定技術者の経験年数	実務経験を有している年数
業務実施体制	本委託業務に係る各業務内容に応じた人員配置
業務の実施方針	業務遂行にあたっての基本的な考え方など
業務の実施方法	実現性、提案内容における説得力、提案内容を裏付ける実績
業務遂行における工夫点	業務を実施するうえでの工夫点や提案事項における独創性
価格	業務に対するコストの効率化

(3) 審査結果の通知

審査結果は、(1)による受託者の選定後、速やかに参加者に文書で通知する。

15 主なスケジュール(予定)

時期	予定
4月 20 日(火)	プロポーザル公募の公表開始
4月 30 日(金)	参加申込書の提出期限
5月 17日(月)	質問票の提出期限
5月 27日(木)	企画提案書等の提出期限
6月 2日(水)	プレゼンテーション *実施しない場合もあり
6月 3日(木)	結果通知
6月 7日(月)	契約締結
6月 8 日(火)	事業開始

16 留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、新中間処理施設整備基本構想と適合するよう配慮すること。
- (2) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ① 応募資格のない者が提出した場合
- ② 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ④ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合
- ⑦ 他社の代理をした場合
- ⑧ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑨ ①～⑧に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、審査委員会が失格であると認めた場合
- (3) 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことができない。
- (4) 提出書類の変更
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない(誤字、脱字等の軽微なものを除く)。
- (5) 辞退
提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (6) 費用負担
プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

17 提案書の取り扱い

- (1) 参加者は、企画提案書等の提出をもって、本要領等の記載内容に同意したものとする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、帯広市情報公開条例に準じて情報公開の対象となる。

18 契約に関する基本的事項

提案内容に基づき、選定された受託者と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書を作成し、提案書により提示された見積価格の範囲内で見積書を徴取して、随意契約の方法により委託契約を締結する。